

蒲郡市経営継承・発展支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づき、実施要綱第4に規定する事業実施主体である一般社団法人全国農業会議所（以下「事業実施主体」という。）が実施要綱等の定めるところにより採択した補助対象者が実施する経営継承・発展支援事業に要する経費に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、「経営継承・発展等支援事業」実施に関する交付規則（令和3年4月12日一般社団法人全国農業会議所制定。以下「実施規則」という。）別記1に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、実施規則別記1第3に掲げる補助対象者の要件を満たす者（以下「補助対象者」という。）とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、実施規則別記1第4の2に掲げる経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に相当する額とする。ただし、補助対象経費の合計額が100万円を超えるときは、補助金の額は100万円とする。

(取組承認申請)

第6条 補助対象者は、取組承認申請書（実施規則別記1様式第1号）、経営発展計画（実施規則別記1様式第2号）、経営発展計画の申請内容に関するチェックリスト（実施規則別記1様式第12号）その他必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による取組承認申請書等の提出時期は、市長が別に定める期日まで

とする。

- 3 市長は、第1項の規定により取組承認申請書の提出を受けたときは、補助対象者ごとの経営発展計画について、実施規則別記1-別表1に定める配分基準表に基づきポイントを付し、市町村事業実施提案書（実施規則別記1-様式第4号）を事業実施主体に提出するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により事業実施主体に提出した市町村事業実施提案書について、事業実施主体から採択又は不採択の結果（補助対象者ごとの採択又は不採択の結果を含む。）について通知を受けたときは、補助対象者にその旨を蒲郡市経営継承・発展支援事業採択結果通知書（第1号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 前条第4項の規定により採択された旨の通知を受けた補助対象者は、蒲郡市経営継承・発展支援事業費補助金交付申請書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による交付申請書の提出時期は、市長が別に定める期日までとする。
（事業実施計画の承認申請）

第8条 市長は、第6条第4項の規定により事業実施提案書が採択された旨の通知を事業実施主体から受けたときは、当該通知があった日から10日以内に、事業実施計画の承認申請書（実施規則別記1-様式第5号）に、事業実施主体から採択された補助対象者に係る経営発展計画、経営発展計画総括表（実施規則別記1-様式第3号）及び市町村事業実施計画を添えて、事業実施主体に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の事業実施計画の承認申請書について事業実施主体から承認を受けたときは、速やかに交付申請書（実施規則別記1-様式第14号）を事業実施主体に提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、第7条の規定による申請書の提出があり、かつ、前条第2項の規定による事業実施主体から承認を受けたときは、補助対象者（以下「交付対象者」という。）に対して、速やかに補助金の交付の決定を行い、その旨を蒲郡市経営継承・発展支援事業費補助金交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため、必要に応じて条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第10条 前条第1項の規定による通知を受けた交付対象者は、当該通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から起算して7日以内に文書をもって申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

3 市長は、第1項の規定による申請の取下げがあったときは、第12条の規定に従い、事業実施計画の変更の手続を行うものとする。

(着手)

第11条 補助事業の着手は、原則として第9条の交付の決定を受けた後に行うものとする。

2 補助対象者は、前項の規定にかかわらず、補助対象者がやむを得ない事情により当該交付の決定を受ける前に補助事業に着手する必要がある場合は、第6条第4項の規定により採択された旨の通知を受けた後、その理由を具体的に明記した蒲郡市経営継承・発展支援事業費補助金交付決定前着手届(第4号様式)を市長に提出するものとする。なお、この場合において、補助対象者は、当該交付の決定を受けるまでに行った補助事業について、あらゆる事由によって生じた損失等は、自らの責任とすることを明らかにした上で行うものとする。

3 市長は、前項の規定による交付決定前着手届の提出を受けたときは、速やかに交付決定前着手届(実施規則別記1-様式第6号)を事業実施主体に提出するものとする。

(取組の変更等)

第12条 交付対象者は、やむを得ない理由により経営発展計画に記載した取組(以下「計画取組」という。)を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、蒲郡市経営継承・発展支援事業費補助金変更承認申請書(第5号様式)又は蒲郡市経営継承・発展支援事業費補助金中止(廃止)承認申請書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により計画取組の変更、中止又は廃止を決定したときは、

蒲郡市経営継承・発展支援事業費補助金変更決定通知書（第7号様式）又は蒲郡市経営継承・発展支援事業費補助金中止（廃止）承認通知書（第8号様式）により、速やかに交付対象者に通知しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により計画取組の変更、中止又は廃止を決定したときは、次条の規定に従い、事業実施計画の変更の手続を行うものとする。

（事業実施計画の変更等）

第13条 市長は、事業実施主体から承認を受けた事業実施計画に次のいずれかの変更が生じると認める場合は、事業実施計画の変更、中止又は廃止に係る承認申請を事業実施主体に行い、その承認を受けるものとする。

(1) 事業内容の追加、中止又は廃止

(2) 事業目的の変更

(3) 事業費の30%を超える増加又は国庫補助金の増加を伴う変更

(4) 事業費又は国庫補助金の30%を超える減少を伴う変更

（実績報告等）

第14条 交付対象者は、補助事業が完了したときは、補助事業の成果を記載した蒲郡市経営継承・発展支援事業費補助金実績報告書（第9号様式）及び取組完了報告書（実施規則別記1-様式第8号）その他必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による実績報告書等の提出時期は、市長が別に定める期日までとする。

3 市長は、第1項の規定により取組完了報告書の提出を受けたときは、その内容等を確認し、事業実施計画に係る全ての計画取組が完了したと認めるときは、事業完了の日から起算して1月を経過した日又は事業実施主体が指定する日のいずれか早い日までに事業実施主体に事業実績報告書（実施規則別記1-様式第16号）を提出するものとする。

4 市長は、交付決定者全員が補助事業を完了したときは、事業を完了（補助対象経費の支払を含む。）した後30日を経過する日又は事業実施主体が指定する日のいずれか早い日までに事業完了報告書（実施規則別記1-様式第7号）を事業実施主体に提出するものとする。

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、前条第4項の規定により提出した事業完了報告書に対して、事

業実施主体から補助事業について交付される補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかに交付対象者に対して蒲郡市経営継承・発展支援事業費補助金確定通知書（第10号様式）により、交付する補助金の額を通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第16条 前条の規定により通知を受けた交付対象者は、蒲郡市経営継承・発展支援事業費補助金交付請求書（第11号様式）を速やかに市長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第17条 市長は、前条の規定による請求に基づき補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び返還等）

第18条 市長は、交付対象者が次のいずれかの場合に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 計画取組を廃止した場合
- (2) 計画取組を実際に行っていないと認められる場合
- (3) 計画取組について、次条の規定による実施状況の報告を行わない場合
- (4) 計画取組について、繰り返し指導を行ったにもかかわらず改善に向けた取組を行わない場合
- (5) 実施要綱、実施規則、交付規則又はこの要綱の規定に違反した場合
- (6) 虚偽の報告等補助事業に関する不正が認められる場合

2 市長は、交付対象者が前項に該当するときは、蒲郡市経営継承・発展支援事業費補助金交付決定取消通知書（第12号様式）により、速やかに交付対象者に通知しなければならない。

3 市長は、前項の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金が交付されているときは、当該補助金の交付の決定の取消しを受けた交付対象者に対し、蒲郡市経営継承・発展支援事業費補助金返還命令書（第13号様式）により、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の補助金額の返還を命ずるものとする。

4 前項の規定により補助金を返還させる場合における当該補助金の返還に係る加算金及び遅延利息については、規則第20条に規定する補助金等の返還の例による。

（実施状況の報告）

第19条 交付対象者は、計画取組を開始した年度から経営発展計画に定めた目標年度までの間、毎年度の末日までに市長へ当該取組の実施状況等について実施状況報告書（実施規則別記1－様式第9号）により報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定により実施状況報告書の提出を受けたときは、その内容を評価し、必要に応じて交付対象者に対して指導し、その結果及び内容を事業実施状況報告及び評価報告書（実施規則別記1－様式第10号）により事業実施主体に報告するものとする。

（財産処分の制限）

第20条 交付対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械装置等（以下「処分制限財産」という。）を、あらかじめ市長を経由して事業実施主体の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省第15号）に規定する耐用年数表に相当する期間を経過した場合は、この限りでない。

（台帳の整備等）

第21条 交付対象者は、処分制限財産の管理状況を明確にするため、台帳を整備するとともに、適宜管理運営日誌又は利用簿等を作成しなければならない。

2 交付対象者は、補助事業に係る収支に関する帳簿及び証拠書類その他実施の経過を明らかにする必要な書類を備えて補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（災害の報告）

第22条 交付対象者は、処分制限財産について、処分制限期間内に災害により被害を受けたときは、遅滞なく市長に報告しなければならない。

（調査等）

第23条 市長は、交付対象者に対し、補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

2 市長は、補助事業完了後も、交付対象者に対し、補助事業に関し必要な報告を求め、又は検査することができる。

（雑則）

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月24日から施行する。